

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中学校の部活動（以下「部活動」という。）における実践的な活動を支援し、関東大会等に部活動の選手を派遣する海老名市中学校部活動大会派遣事業に係る保護者の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、関東大会以上の大会（以下「関東大会等」という。）に出場登録された部活動の選手（以下「登録選手」という。）及び参加するために必要と認められる補助を行う同部活動の登録選手外の選手（以下「登録外選手」という。）が参加する事業であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 出場させる関東大会等が地区大会（県央大会、北相地区大会等）、県大会又は関東大会の予選会を経ていること。
- (2) 関東大会等が市外で開催されること。ただし、第4条第2号に規定する運搬費についてはこの限りではない。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条の要件を満たす事業を実施する海老名市中学校の部活動団体（以下「部活動団体」という。）とし、代表者は各中学校の顧問とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の合計額とし、関東大会等のうち全国大会の場合は、1事業につき1人50,000円以内又は1事業につき1団体1,000,000円以内のいずれか少ない方の額、そのほかの場合は、1事業につき1人20,000円以内又は1事業につき1団体500,000円以内のいずれか少ない方の額とする。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 交通費 登録選手及び登録外選手の移動に係る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの公共交通機関の往復運賃とする。ただし、借上げバス等による移動の場合は、当該借上げバス等の借上げ料とする。
- (2) 運搬費 登録選手及び登録外選手が関東大会等に使用する物品等の運搬に係

る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの往復運搬費とする。

(3) 宿泊費 登録選手及び登録外選手の宿泊に係る経費であって、関東大会等に参加するために必要な食費を含めた宿泊費とする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、感染症対策等により大会参加に特別な配慮が必要となる場合にかかる追加費用

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする部活動団体の代表者(以下「申請者」という。)は、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、事業開始の3日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 関東大会等への出場予定を証する書類等

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適當と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(事業の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた事業内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付(変更・中止)申請書(第3号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、交付決定額の10%以内の変更で市長が認めたものは、変更交付申請は不要とする。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは承認し、速やかに海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付(変更・中止)決定通知書(第4号様式)により、補助事業者に通知する。

(報告及び指示)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助

事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 関東大会等への出場を証する書類等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書の提出があったときはその内容を審査し、適當と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付額確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知する。

(交付請求等)

第11条 補助事業者は、前条の通知書を受けたときは、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付請求書（第7号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に速やかに補助金を交付する。

(交付請求の特例)

第12条 補助事業者は、第6条の決定が事業実施の20日前以前である場合、前条の規定にかかわらず、事業実施の15日前までに請求書を提出することができる。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に概算払により補助金を交付する。

3 補助事業者は、第10条の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金を精算する。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

《平成29年7月1日・制定》

《令和元年9月6日・一部改正》

《令和2年10月1日・一部改正》

《令和3年7月1日・一部改正》

《令和3年7月16日・一部改正》

《令和3年10月1日・一部改正》

《令和5年7月1日・一部改正》

《令和6年4月1日・一部改正》

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付申請書

海老名市中学校部活動大会派遣事業について、補助金の交付を受けたいので、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 円

2 事業目的

3 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 関東大会等への出場予定を証する書類等

第2号様式（第6条関係）

海〇〇〇第 号
年 月 日

様

海老名市長

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金の交付について、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額

円

2 交付条件

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、当該補助金を他の用途に使用したとき又は補助金交付条件等に違反したときは、この補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
- (2) 補助事業者は、補助事業を完了したときは、20日以内に必要な書類を添えて海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付実績報告書（第5号様式）を提出すること。
- (3) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うものとする。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市長

殿

申請者 所在地

団体名

代表者

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付（変更・中止）申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金について、次のとおり（変更・中止）したいので、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、申請します。

1 (変更・中止) の内容

事業名	(変更・中止) 前	(変更・中止) 後

2 (変更・中止) の理由

3 既交付決定額

円

4 (変更・中止) 後の交付申請額

円

第4号様式（第7条関係）

海〇〇〇第 号

年 月 日

様

海老名市長

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付（変更・中止）決定通知書

年 月 日付けで補助金の交付決定した海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金について、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり（変更・中止）決定したので通知します。

1 補助金（変更・中止）となった理由

2 補助金交付変更決定額 円

3 補助条件

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
- (2) 補助事業者は、補助事業を完了したときは、20日以内に必要な書類を添えて海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付実績報告書（第5号様式）を提出すること。
- (3) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うものとする。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付実績報告書

年 月 日付けで海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金の交付を受けた事業が完了したので、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名 海老名市中学校部活動大会派遣事業

2 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 関東大会等への出場を証する書類等

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった海老名市中学校部活動大会派遣事業について、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり交付すべき額が確定したので通知します。

記

1 補助対象事業費 円

2 交付決定額 円

3 交付確定額 円

4 精算額 円

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付請求書

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金として、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

1 請求額 円

2 振込先 金融機関名 (銀行・金庫・組合) (支店・支所)

口座番号 普・当 No.

口座名義 (カタカナ)